

学校法人尾関学園 誉高等学校いじめ防止基本方針

学校法人尾関学園誉高等学校(以下「本校」という。)は、平成25年9月28日施行のいじめ防止対策推進法第13条に基づき、国の基本方針等を参酌し、本校の実情に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下に定める。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

本校では、建学の精神「学徳は人なり」のもと、学問を通して人格を高め、心を育む活動を通して徳を積むことにより相手を慈しみ、尊重することのできる人徳ある人間育成のための教育を日々の教育活動の中で実践している。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、本校の建学の精神に相反する行為であって、絶対に許すことはできない。

本校の全教職員は、いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるとの共通認識のもと、生徒相互が認めあい、支えあい、信頼しあって学校生活を送ることにより、安心・安全で健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒一人一人の尊厳を尊重することを目的とした対策を総合的・効果的に推進する。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはならない。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

(ア) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(イ) 本校の生徒全員が各自で取り組むボランティア活動を通して、他者のために働く意義を知るとともに自らの存在意義を確認し、もって、他者を尊重する心を育てる。

(ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒及びその保護者に対する調査を実施するとともに、面接相談及び教育相談を充実させる等必要な措置を講ずる。

(イ) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

① 教育相談担当教員によるきめ細かな対応

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質の向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、インターネット及び携帯電話等の情報モラル研修会を行う。

(2) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止等のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主事、生徒指導部長、学年主任、養護教諭

臨床心理士(本校教諭・現在東北震災ボランティア支援中)

なお、当該クラス担任、部活動顧問等必要な教員を参集する場合がある。

また、必要に応じて教育委員会等の協力を得て、外部委員としてスクールカウンセラー等関係機関の専門家を委員に加える。

<活動>

- ① 学校いじめ防止基本方針の作成及び年間指導計画の作成
- ② 研修会の企画立案
- ③ アンケートの実施と調査結果及び報告等の整理・分析
- ④ 未然防止の取組
- ⑤ 早期発見の取組
- ⑥ 各クラス・生徒の状況報告
- ⑦ いじめ(いじめが疑われる)事案に対する具体的指導方針の決定
- ⑧ その他いじめに係る必要と認める活動

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

- (イ) いじめの事実が確認された場合は、教員個人の判断で解決することなく、校長に報告の上、速やかにその行為をやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。また、教育上必要があると認めるときは適切に懲戒を加える。
- (ウ) いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるよう支援する。
- (エ) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を報告し、保護者と連携して解決のために対応する。
- (オ) 生命又は心身及び財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、犯罪行為と認められる場合は、警察と連携して対応する。

ウ いじめの防止及びいじめを認知するための組織の設置

いじめの防止及びいじめの認知を機動的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」の中に「集約担当」と「初動時対応係」を置く。

<構成員>

教頭、生徒指導部長、学年主任

集約担当は教頭とする。また、初動時対応係は教頭が校長の承認を受けて指揮をとり、全員でその任にあたる。教頭は教職員から日々の情報の報告を受け、整理と緊急性についての仮判断を行い、初動時対応係は関係教職員及び必要な全ての生徒から聴き取り調査を行う。いじめと認知した場合は、「いじめ防止等対策委員会」を緊急に招集する。

3 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対応を行う。

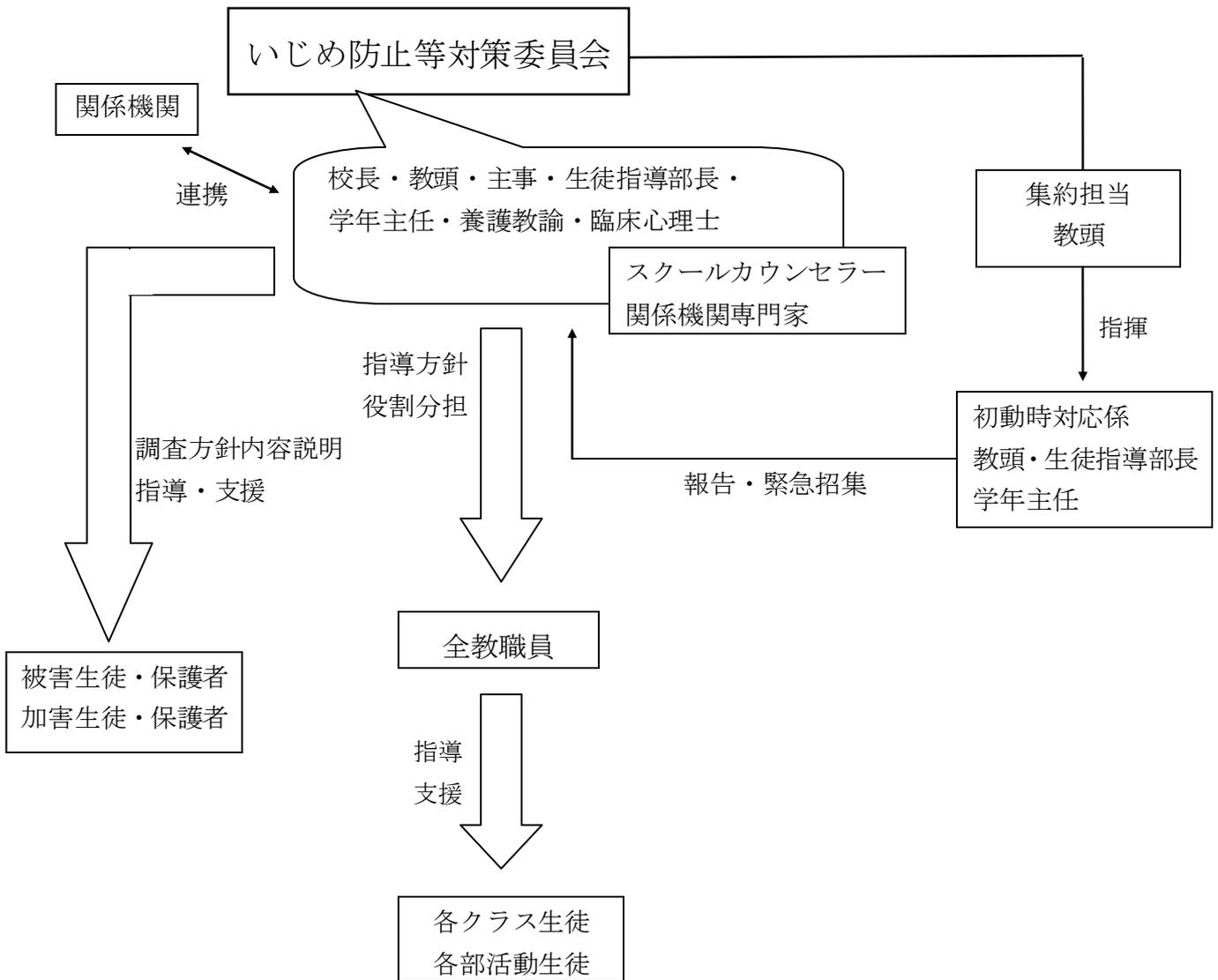
- ア 重大事態が発生した旨を愛知県県民生活部学事振興課私学振興室へ速やかに報告する。
- イ 振興室及び警察と連携し、当該事態に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

5 いじめ対策のための体制



附則 この方針は平成26年4月 1日施行とする。
この方針は平成28年1月18日施行とする。